

二 爭議發生地ニ解任年月日

昭和十二年  
一月二十一日  
一月二十八日

發生  
自決

三 事業主側

- 1 名称 鶴巢伊造商店(個人経営)
- 2 所在地 荒川区三河島町一丁目三番一號
- 3 事業主/住所 荒川区三河島町三丁目三番一號  
鶴巢伊藏

4 事業の種類

古鐵材賣買

5 資本金

二萬圓

6 企業系統

丁シ

7 使用労働者

種轉手一人 人天一人

8 労働賃銀

種轉手大拾圓 (月給)  
人天 (日給)

最高三圓四拾錢、最低二圓

9 退職年當制度並ニ福利施設

丁シ

丁シ

四 労働者側

1 爭議参加者

種轉手一人 人天一人 計二

2 爭議参加者中組合加盟者數並ニ其ノ組合名

(1) 組合加盟者

二 總同盟團東谷同労働組合 荒川支部

(準備會)

3 應援團體名

左ノ上

五 爭議發生原因

種轉手大月勤一人天五堀越梅吉ハ一月十七日荒川区南ヶ往町七  
ノ六九廣達技ヤット製作所ノ待遇改善ニ関スル紛議ノ中心人物  
トナリ指導應援セルガ本製作所ハ鶴巢商店ノ取引所ナル關係  
上事業主ハ痛ク責任ヲ感シ一月二十一日内容證明郵便ニテ  
前記従業員ニ名ノ解雇ヲ申渡シタルヨル

六 經過